平成２９年（フ）第８１２号
札幌市北区新琴似８条11丁目５番７号
債務者　壷井　勇人
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６９号
札幌市豊平区豊平３条５丁目１番22号　三栄荘７号
債務者　谷川　祐二
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８５号
札幌市西区琴似１条１丁目７番６―210号
債務者　大和田典子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５号
山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田33番地の１
遊佐マンション２号
債務者　菅原　照善
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５１０号
名古屋市瑞穂区桃園町２番２―504号　堀田団地
債務者　鈴木　勝代
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５９号
名古屋市守山区大字中志段味字古山田2594番地の86
債務者　西村　利雄
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６０号
名古屋市守山区大字中志段味字古山田2594番地の86
債務者　西村多惠子（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８０号
愛知県瀬戸市北脇町９番地　グランドヒルズ不二矢501
債務者　中村　栄子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６号
愛知県稲沢市増田北町88番地４
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１５号
京都府舞鶴市金屋町８番地の２
債務者　**中﨑**　幸治
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第８６７号
大阪府豊中市北条町２丁目８番22号
債務者　山中　隆成
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９０号
大阪府寝屋川市上神田１丁目31番40号
債務者　くるま屋メディカルステイションワタナベこと　渡辺　　豊
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５２号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目10番７―503号
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２２号
大阪府東大阪市荒川３丁目26番８号
債務者　田中　貴雄
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８８号
大阪市平野区背戸口２丁目16番１号　201
債務者　倉橋　正臣
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０６号
大阪市東淀川区大道南１丁目20番６号
債務者　來治　隆雄
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０７号
大阪市東淀川区大道南１丁目20番６号
債務者　來治　りか
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１８号
大阪府枚方市堂山３丁目13番11―21号
債務者　砂川　裕太（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部